

第 4 3 作 業 班 設 置 要 綱

平成 7 年 9 月 5 日
第 1 回規格会議決定

1 設置

規格会議規程第 1 3 条の規定に基づき、「高度無線呼出システム標準規格 (R C R S T D - 4 3)」の維持、改訂等を行うため、第 4 3 作業班を設置する。

2 審議事項

第 4 3 作業班は、高度無線呼出システムの標準規格に関する改訂等の原案を作成する。

3 構成

第 4 3 作業班は、別表に掲げる規格会議委員又は同委員が指名する者で構成する。

4 主任等

- (1) 第 4 3 作業班に主任 1 名及び副主任 1 名を置く。
- (2) 主任は、第 4 3 作業班において互選により定め、副主任は、主任が指名する。
- (3) 主任は、第 4 3 作業班を主宰する。
- (4) 主任に事故があるときは、副主任がこれに代わる。

5 設置期間

第 4 3 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

6 委任

第 4 3 作業班の運営に関し必要な事項は、第 4 3 作業班において定める。